別表十六㈤の記載要領第１号中「につき、」を「（令第49条第３項（取替資産に係る償却の方法の特例）に規定する取替資産をいう。以下この記載要領において同じ。）につき、同条第２項に規定する」に、「償却限度額等」を「償却限度額その他償却費」に、「租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定」を「特別償却に関する規定」に改め、「ときは、」の次に「当該特別償却に関する規定に規定する」を加え、同第三号中「租税特別措置法又は震災特例法の規定による特別償却の割合」を「当該特別償却に関する規定に係る特別償却割合」に改め、同第五号㈠及び㈡中「償却額」を「償却の額」に改める。

別表十六㈦の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条」に改める。

別表十六㈨の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が一括償却資産（令第133条の２第１項（一括償却資産の損金算入）に規定する一括償却資産をいう。次号において同じ。）について同条の規定により損金の額に算入される金額の計算を行う場合に記載すること。

別表十六㈨の記載要領第二号中「属する事業年度の」の次に「令第133条の２第１項に規定する」を加える。

別表十六㈩の記載要領第１号中「法人が」の次に「令第139条の４第５項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）に規定する」を加え、「令第139条の４（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）」を「同条」に、「損金算入額等」を「損金の額に算入される金額」に改め、同第二号㈡中「受けた」の次に「令第139条の４第３項に規定する」を加え、「損金算入限度額」を「所得の金額の計算上損金の額に算入する金額」に改める。

別表十六(十一)の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第２条の規定による改正前の法人税法第62条の８（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）」を削り、同第四号を削り、同第五号を同第四号とし、同第六号を同第五号とする。

別表十七㈡の(一)の記載要領第七号㈠及び㈡中「同条第６項」を「同条第８項」に、「同条第８項」を「同条第10項」に改める。

別表十七㈢の表中

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類

を

貸借対照表、損益計算書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類

に改め、同表の記載要領第１号中「第66条の６第11項」を「第66条の６第14項」に改め、同第三号を削り、同第四号中「第66条の９の２第11項」を「第66条の９の２第14項」に改め、同号を同第三号とする。

別表十七㈢付表１の記載要領第１号中「第66条の６第11項」を「第66条の６第14項」に改め、同第七号中「第66条の９の２第11項」を「第66条の９の２第14項」に改める。

別表十七㈢付表二の表中

特定外国関係会社及び対象外国関係会社以外の外国関係会社であること	
清算外国金融子会社等であること	
㈡の事業年度が特定清算事業年度であること	

を

特定外国関係会社及び対象外国関係会社のいずれにも該当しない外国関	
清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社	
㈡の事業年度が特例清算事業年度で	